

愛知の水産関連年表（その6：昭和26年から昭和30年まで）

西暦	和暦	月日	事 項	
1951	S26	2/	GHQ 天然資源局が政府に「沿岸漁業に対する五ポイント計画」として底びき網漁業の秩序づけと取締り強化を指令	
		4/1	愛北漁協（丹羽郡犬山町、現犬山市）が設立	
		5/	機船底びき網漁船の減船整理が開始（S29 までの4ヶ年で222隻、2,577トンを廃船、又は、漁業種類の転換）	
		5/9	全国課長会議で、漁業権等補償金額第二次割当（最終決定補償額）が決定（海面：375,881千円、内水面：21,660千円）	
		7/28	漁港指定開始 三谷・形原・豊浜漁港が第三種漁港に、知柄・栄生・大井・鬼崎漁港が第二種漁港に、赤羽根・日間賀漁港が第一種漁港に指定以降、順次指定	
		7/28	愛知県小型機船底びき網漁業者と静岡県しらす船びき網漁業者による入漁に関する協定が締結	
		9/1	初代漁業取締船「あゆち丸」（47トン、鋼船）竣工（進水7/26）	
		9/1	庄内川漁協（春日井市）が設立（H19：解散）	
		10/5	愛知県内水面漁業協同組合連合会（蒲郡市三谷町水神通）が設立	
		10/14～15	「ルース台風」来襲、漁船183隻、角建網117統、ノリ粗朶102万株、漁港18件等、被害見込額2億円超	
		11/1	「愛知県漁業調整規則」が公布	
		12/11	山喜遠洋漁業生産組合（知多郡篠島村、現南知多町、マグロ漁業）が設立（S42：解散）	
				水産試験場、三谷漁協節類製造加工場を本場構内に移設し、指導にあたる
				渥美外海で源式網、タコ壺漁業者と打瀬網漁業者との紛争が発生
				第1次漁港整備事業開始（実績：S26～29、修築8漁港（赤羽根、三谷、形原、豊浜、知柄、鬼崎、栄生、大井）、346百万円）
				水産試験場が他産業戦後復興に伴う「水質汚濁調査」を開始
				ノリ単孢子による2次芽採苗が開始
				この頃、水産試験場がノリ養殖の「水平筥操作基準」を定め、水平筥養殖法普及の端緒となる（S31までに一挙に普及）
				ノリ養殖経営体数は8,431経営体（愛知県水産要覧1956）
		1952	S27	1/24
3/10	国は15トン以上の以東底びき網漁業を対象に「中型機船底曳網漁業取締規則」を、15トン未満を対象に「小型機船底曳網漁業取締規則」を制定			
	国は「小型機船底びき網漁業整理措置法」を制定、小型機船底びき網の本県枠が2,184隻となる			
4/11	漁業取締船「平和丸」（13トン、木船）進水（第2代から船名を「へいわ」に変更）			
5/13	三谷遠洋漁業生産組合（宝飯郡三谷町、現蒲郡市、カツオ・マグロ漁業）が設立（S61：解散）			
6/1	韓国、「李承晩ライン」宣言、以後、日本漁船の拿捕続く			
6/	第2代漁ろう調査船「海幸丸」（33トン、木船）竣工			
7/29	福江・一色漁港が第二種漁港に指定			
8/15	第2期渥美外海・三河・伊勢湾東部海区漁業調整委員会委員就任（任期はS29/8/14まで）			
8/19	海部郡鰯養殖漁協（海部郡蟹江町西福田）が設立（S31 (?)）：愛知鰯養殖漁協に名称変更、H22：解散）			

			山喜遠洋漁業生産組合のマグロ漁船「第十一信宝丸」(258トン)進水
			この夏～秋、バッチ網が豊漁、カタクチ、小アジの夜間水揚が続く
		10/6	篠島漁港が第二種漁港に指定
		10/	「浅海増殖開発事業」(ノリ、アサリ漁場造成)県直営で着手(S33まで実施) 水産試験場、浅海開発用アングルドーザー2台(三菱BB6型×1、小松D50型×1)購入、ドーザー積載船「第1、第2なぎさ丸」(18トン、木船)建造 重機操縦者に前芝・渡津・牟呂・大崎・田原・塩津・衣崎漁協の推薦者15名を水産試験場職員に採用
		11/11	赤羽根漁港が第四種漁港に種別変更
		12/1	第2期愛知県内水面漁場管理委員会委員就任(任期はS29/11/30まで)
			中型機船底曳網漁船が県内49隻
			武豊漁協(知多郡武豊町)、富貴漁協(知多郡富貴村、現武豊町)、成岩漁協、半田漁協、乙川漁協、亀崎漁協(以上半田市)で、ノリ養殖開始(武豊・富貴漁協はS36まで、成岩・半田・乙川・亀崎漁協はS38まで続く)
			ノリ養殖経営体数は8,543経営体(愛知県水産要覧1956)
1953	S28	1/3	「愛知県水産会館」竣工(名古屋市中区伊勢町1-3:現愛知県水産会館と同所)
		1/26	愛知県中型機船底曳網漁協(名古屋市中区伊勢町)が設立(S37:愛知県沖合底びき網漁協に名称変更、H10:解散)
		2/15	第3代指導船「白鳥丸」(S24竣工)が下田沖で米汽船「チャイナ・ベア一号」と衝突・沈没、船長以下16名遭難死亡
		3/25	中洲漁港が第二種漁港に、二川・高豊・宇津江・老津・勝川・宮崎・河和・豊丘漁港が第一種漁港に指定
		4/1	水産試験場に専門技術員3名(増殖1、機械2)を設置し、「水産業改良普及事業」を開始
		4/2	第3代指導船「白鳥丸」乗組員の遭難者合同慰霊祭(於名古屋市、覚王山日泰寺)
		4/5	東三海苔振興会、三河海苔創業百周年式典を盛大に開催(杵野甚七・芳賀安治追悼会兼ねる)
		4/24	尾北養殖漁協(犬山市犬山)が設立(S43:解散)
		6/27	衣崎・寺津・蜷川・上野間・日長漁港が第一種漁港に指定
		7/30	共栄漁業生産組合(知多郡篠島村、現南知多町)が設立(S61:解散)
		9/	水産試験場が名古屋大学水産学教室の協力を得て「紀伊水道沖合漁場調査」に着手(S29/3まで実施)
		9/24	台風13号襲来、被害甚大
		11/6	本県小型機船底びき網漁船の静岡県天竜川河口中央正南線以西海域に21隻の入漁協定成立
		12/23	下之一色漁港が第二種漁港に、犬飼・蟹江・亀ヶ池漁港が第一種漁港に指定
		12/24	板びき網漁業者が「外海底びき網組合」を組織(事務所:水産会館)
		12/28	佐久島漁港が第二種漁港に、御馬漁港が第一種漁港に指定
			水産試験場、渥美郡福江町に「養魚場」を設置、海産アユ畜養開始
			水産試験場、「稲武養魚場」(S16設置)を廃止
			水産試験場、浅海開発用アングルドーザー3台(三菱BB6型×2、小松D50型×1)購入、ジェット耕耘船(5.3トン、綱船)1隻、曳航船「よそかぜ」(3トン、木船)1隻建造
			この頃、ノリ糸状体の培養、採苗試験が実施
			ノリ養殖経営体数は9,035経営体(愛知県水産要覧1956)

1954	S29	1/	第2次漁業センサス実施
		3/16	「第五福竜丸」ビキニ原爆被災事件が起き、放射能汚染禍でマグロ類暴落
		3/26	漁業取締船「和風丸」(4トン、木船)進水
		4/21	第1回愛知県のり研究発表大会(於名古屋市、水産会館)主催は愛知海苔協議会(漁連内部組織)
		5/26	遠洋漁業指導練習船「晴和丸」(273トン、鋼船)竣工(進水4/26)独立採算制で県内遠洋漁業の指導、三谷水産高校生徒の実習、県内漁村青年の技術体得により遠洋漁業乗組員を養成
		7/12	西幡豆・師崎漁港が第二種漁港に、姫島・鳥羽・苅屋・大野漁港が第一種漁港に指定
		8/15	第3期渥美外海・三河・伊勢湾東部海区漁業調整委員会委員就任(任期はS31/8/14まで)
		10/7	形原中型鯉鮪漁業生産組合(宝飯郡形原町、現蒲郡市、カツオ・マグロ漁業)が設立(S62:解散)
		11/	水産試験場が名古屋大学水産学教室の協力を得て「渥美外海における板びき漁法に対する資源調査」を実施
		12/1	第3期愛知県内水面漁場管理委員会委員就任(任期はS31/11/30まで)
			愛知県漁連、のり共販開始
			水産試験場、浅海開発用ブルドーザー2台(日本特殊鋼 NTK6型)購入、ドーザー積載船「第3なぎさ丸」(16トン、木船)建造
			この年の漁獲量 997.9万貫(うち三谷 177.2、形原 99、西浦 96万貫) ※1貫:3.75kg
			小鈴谷漁協(知多郡小鈴谷町、現常滑市)で、ノリ養殖開始
			アサリ種苗の保護培養・県内需給調整を目的に、豊橋市神野新田町地先(8万坪)、渥美郡田原町大洲岬地先(4万坪)が保護水面に指定
			ノリ養殖経営体数は 9,094 経営体(愛知県水産要覧 1956) or 8,611 経営体(農林水産統計 S31)
		1955	S30
3/	水産試験場、「尾張分場」を知多郡横須賀町横須賀字扇島(現東海市)に設置(S38まで)		
3/	水産試験場、「内水面増殖指導所」を西加茂郡猿投町越戸波岩(現豊田市)に設置(S44まで)		
3/5	小型機船底びき網漁船の静岡海域入漁協定が更新		
3/30	第2回愛知県のり研究発表大会(於名古屋市、水産会館)		
4/	第2次漁港整備事業開始(実績:S30~37、修築9漁港(赤羽根、三谷、豊浜、篠島、知柄、鬼崎、大井、日間賀、佐久島)、局部改良7漁港(三谷、形原、一色、大浜、日間賀、師崎、苅屋)、829百万円)		
4/30	外海底曳網組合は板びき網合法化で農林大臣に陳情		
	常滑漁協が西浦町漁協を吸収合併(認可5/13)		
6/29	海上保安部水路部、三谷漁港を基地に三河湾全域の測量調査を開始		
8/31	沖合底びき網漁協所属船の和歌山県沖合操業を水産庁が認可		
10/21	大浜・八幡漁港が第二種漁港に指定		
12/16	県連合海区漁業調整委員会で板びき網の合法化を決議		
12/	幡豆池中養殖漁協(幡豆郡一色町細川、現西尾市)が設立(S37:西三河養殖漁協を合併新設、H4:一色うなぎ漁協に名称変更)		
	水産試験場が農薬関連調査として、エンドリンのウナギへの影響調査等を開始		
	水産試験場、ドーザー積載船「第5なぎさ丸」(18トン、木船)建造(「第4なぎさ丸」は欠番)		

	水産試験場、創立 60 周年記念式典挙行 (S28 が 60 年目、戦前～戦後の暗い空気を吹き飛ばす盛大な記念祝賀会であった)
	この頃、漁業改革で、中層 2 そう曳、曳網の中間に網口開口板を用いた中層 1 そう曳網漁法等の導入・考案する漁業者が現る
	県内板びき網操業者 150 隻
	この頃、ノリ養殖人工採苗に目処、種網の県内需要に対処するため、宮城県・福島県・千葉県等からの種網移植導入が盛ん
	合成繊維ノリ網 (クレモナ網) 普及始める
	西浦漁協 (宝飯郡西浦町、現蒲郡漁協、現蒲郡市) で、ノリ養殖開始 (H17 まで続く)
	東幡豆漁協 (幡豆郡幡豆町、現西尾市) で、ノリ養殖開始 (S61 まで続く)
	ノリ養殖経営体数は 10,151 経営体 (愛知の水産 1957) or 9,206 経営体 (愛知県水産年表 S52、農林水産統計 S31)

時の話題（その6：昭和26年から昭和30年まで）

○小型底びき網

〈GHQ 指導による底びき網の規制強化〉

無条件降伏した日本政府に代わって GHQ が軍政を敷き、日本の民主化を進めることとなった。

漁業は、戦争によって出漁不能という被害を受けたが、逆に資源保護が計られたため、魚は戦後飢餓時代の救世主的存在であった。

しかし、戦後の食糧増産の美名のもと、底びき網漁業の急増と無秩序な操業によって、資源の乱獲と枯渇への道を突き進んだため、昭和26年（1951年）2月、GHQ 天然資源局が政府に「沿岸漁業に対する五ポイント計画」として底びき網漁業の秩序づけと取締り強化の指令を招くこととなった。

翌年（1952年）3月、国は、機船底びき網の取締り強化を図るため、15トン以上の以東底びき網漁業を対象に「中型機船底曳網漁業取締規則」を、15トン未満を対象に「小型機船底曳網漁業取締規則」を制定した。

この「小型機船底曳網漁業取締規則」の制定により、網口開口板を使った漁法が禁止されたため、本県底びき網漁業者は、厳しい立場に追い込まれた。

国は取締規則制定と併せて「小型機船底びき網漁業整理措置法」を制定し、27年（1952年）3月の告示で、小型機船底びき網の本県枠を2,184隻と定め、減船整理を推進した。

機船底びき網漁船の減船整理は、26年（1951年）に開始され、29年（1954年）までの4ヶ年で222隻、2,577トンを廃船（沈船による魚礁造成）、又は、漁業種類の転換を行った。

また、27年（1952年）12月の告示で、伊勢湾・三河湾は特殊海域とされ、馬力規制が設けられた。

〈静岡入漁〉

昭和26年（1951年）7月、愛知県小型機船底びき網漁業者と静岡県しらす船びき網漁業者による入漁に関する協定が締結された。愛知県の底びき網が静岡県に入漁する代わりに、静岡県の船びき網が愛知県に入漁するという内容で、本県船びき網には極めて不満の残る協定であった。

○中型底びき網漁業の新漁場開発

昭和28年（1953年）9月、水産試験場は、名古屋大学水産学教室の協力を得て、水産庁等の立会のもと、紀伊水道沖合漁場調査を29年（1954年）3月まで実施した。ニギス、アオメエソ等の資源が豊富で、30年（1955年）10月、愛知県7隻（他に三重県3隻）の入り合いが認められた。

○漁港の指定

昭和25年（1950年）の漁港法制定後、翌26年（1951年）に9港（三谷・形原・豊浜漁港が第三種漁港、知柄・栄生・大井・鬼崎漁港が第二種漁港、赤羽根・日間賀漁港が第一種漁港）が指定され、以降順次、新たに指定された。

漁港整備を推進するため、26年（1951年）に第1次漁港整備事業長期計画が着手された。この長期計画の実績は、事業期間が4年間（S26～29）、修築事業を8漁港（赤羽根、三谷、形原、豊浜、知柄、鬼崎、栄生、大井）、総事業費が346百万円であった。

○ノリ・アサリ漁場の開発

昭和27年（1952年）、「浅海増殖開発事業」によりノリ、アサリ漁場の造成工事が水産試験場直営で開始され、昭和33年（1958年）まで実施された。

水産試験場では、浅海開発用アングルドーザー2台（三菱BB6型×1、小松D50型×1）の購入、ドーザー積載船「第1、第2なぎさ丸」（18トン、木船）の建造を行った。

重機操縦者の確保が課題であったが、前芝・渡津・牟呂・大崎・田原・塩津・衣崎漁協からの推薦者15名を水試職員に採用し、この任に充てた。

30年（1955年）までの実績は、干潟耕耘516万坪（S27～30）、干潟整地195万坪（S27～30）、客土13万坪（S27～30）、深部耕耘2万坪（S28）、合計727万坪（ラウンドの関係で内訳と合計は不一致）であった。

○ノリ養殖

〈10号線と水平筭の普及〉

水産試験場は、昭和25年（1950年）から東京大学及び関係漁協の協力により、ノリ漁場の潮汐を解析し、ノリ胞子の付着・生育に適した基準水位を確定した。この水位を10号線と名付けた。

また、水産試験場はノリ胞子に関する試験も同時に行い、26年（1951年）頃、ノリ養殖の「水平筭操作基準」として取りまとめ、水平筭養殖法の普及を図ったところ、31年（1956年）までに一挙に転換した。

なお、10号線を確定するための潮位観測は、28年（1953年）以降、水産業改良普及事業のノリ養殖関連事業として現在も続けられている。

〈人工種苗生産〉

28年（1953年）、水産試験場が関係漁協の協力により、ノリ糸状体の培養、採苗試験を行い、翌29年（1954年）には、糸状体培養条件や胞子の成熟・放出条件が確立し、人工採苗に目処がたった。

なお、種網の県内需要に対処するため、宮城県・福島県・千葉県等からの種網移植導入が盛んに行われた。丁度この頃は、前項「ノリ・アサリ漁場の開発」で記したとおり、ノリ漁場の改良造成による漁場の拡張で種網の需要が増え、県内の種網需給が逼迫していたことが原因である。種網移植は、人工採苗の進展に伴い漸減することとなる。

〈ノリ研究グループ〉

この頃からノリ養殖技術の変革が始まり、新技術の開発と改良、現地への実証適合試験のため、水産業改良普及職員の指導の下、各漁協ノリ研究グループの活動が活発に行われた。

研究グループの活動成果の発表・普及の場として、昭和29年（1954年）には、愛知海苔協議会主催の第1回愛知県のり研究発表大会が開催された（28年とする資料有り）。

○漁業権等補償の決着

昭和26年（1951年）5月9日、全国課長会議で、漁業権等補償金額第二次割当（最終決定補償額）が決定した。海面が375,881千円、内水面が21,660千円であった。

これにより農地改革と並ぶ第二次大戦後の日本の民主化政策の一環として進められた「漁業改革」が完了した。

○放射能マグロ

昭和29年（1954年）3月16日、「第五福竜丸」のビキニ原爆被災事件が起き、放射能汚染禍でマグロ類の価格が暴落した。

第五福竜丸の被爆により、焼津や東京では「汚染マグロ」が大量廃棄された。築地市場では、市場内に埋め立てられ、「原爆マグロ塚」が建てられた。また、第五福竜丸が浴びた放射性物質とその被害は、怪獣映画「ゴジラ」が制作される動機にもなった。

この水爆実験で放射性降下物を浴びた漁船は数百隻、被爆者は2万人を超えるとみられている。

○水産試験場

〈環境研究〉

他産業の戦後復興等に関連して、昭和26年（1951年）には「水質汚濁調査」を、29年（1954年）には農薬関連調査として、エンドリンのウナギへの影響調査等を開始した。

〈創立60周年記念式典〉

昭和30年（1955年）、創立60周年記念式典が挙行された。本来の60年目は29年（1954年）に当たるので1年遅れの開催であったが、戦前から戦後の暗い空気を吹き飛ばす盛大な記念祝賀会であった。一説には、三谷温泉の芸子が全員参加したらしい。

〈第3代白鳥丸沈没〉

昭和28年（1953年）2月15日、第3代指導船「白鳥丸」（S24竣工、158トン、鋼船）が下田沖で米汽船「チャイナ・ベアー号」（8,258トン）と衝突・沈没した。船長以下16名（行方不明者11名：あいち水産時報第24号）が遭難死亡する大惨事となった。

白鳥丸は、第 17 次操業に就くため、三谷漁港で燃料、食糧等を補給後、2 月 13 日 18 時に出港、14 日 8 時に清水港に寄港、帆船に船種変更するため臨時検査を受け、21 時出港、帆航行中の翌 15 日 3 時頃、静岡県賀茂郡白浜村南東 8 湊沖で、船体右舷中央付近に後方からチャ号に衝突された。当夜は晴天の平穏な日であった。

白鳥丸は、右舷に 40 度以上傾斜し、船橋まで浸水が達した。チャ号のゴースタン（後進）で船体が平らになったが、船尾から瞬時に没した。

農業経営課 S 主幹（平成 26 年現在）の父上が乗組員として乗船し、この事故に遭ったが、運良く救助された。S 主幹が父上から聞いている事故当時の状況は次のとおり。

- ・ 船室で寝ていたら急にからだが浮いたので、慌てて外に出た。
- ・ 海上で、船長は途中まで大声を出し、皆を励ましていたが、結局行方不明になった（声が未だ耳に残っているそうです）。
- ・ 翌朝には、桑原知事が駆けつけ激励してくれて感激した。

O 船長は、衝突直後から指揮を取って重傷者等の救助に当たっていたが、何時の間にか行方不明になった（S 主幹の父上の記憶どおり）。

県は、悲報を聞くと直ちに知事以下で会議を開き、遭難者への対応等を決定すると共に、Y 水産課長を現地に赴かせ、生存者や遭難者家族に対し臨機応変な処置をとらせた。

遭難現場では、海上保安庁の巡視艇 4 隻が捜索を行い、後から本県漁業取締船「あゆち丸」や、静岡、神奈川両県の船舶も加わったものの、行方不明者を 1 名も発見できなかった。

2 月 19 日には、県議会議長を含む関係者が巡視船「むろと」で遭難現場に赴き、花環花束を投げ犠牲者の冥福を祈った。

同年（1953 年）4 月 2 日、名古屋市覚王山日泰寺において、遭難者の合同慰霊祭が、水産庁長官、M 副知事（知事代理）、県議会議長、第三及び第四管区海上保安本部長、関係各県知事等の来賓、遺族家族、生存者等、300 人余の出席を得て、しめやかに行われた。弔辞に立った M 副知事の男泣きに式場全体が涙を誘われたとのこと。

〈名古屋大学水産学教室〉

この当時、名古屋大学にも水産学教室があり、水産試験場はこの教室の協力を得て、昭和 28 年～29 年（1953～'54 年）に「紀伊水道沖合漁場調査」や「渥美外海における板びき漁法に対する資源調査」を実施している。

〈普及事業の開始〉

昭和 28 年（1953 年）、水産試験場に専門技術員 3 名（増殖 1、機械 2）を設置し、「水産業改良普及事業」を開始した。当時は、専門技術員のための配置であった。

○李承晩ライン

昭和 27 年（1952 年）6 月 1 日、韓国は、一方的に「李承晩ライン」を宣言した。以後、日本漁船の拿捕が続いた。

日本領「竹島」を韓国領「独島」として占拠に及んだ元凶の出来事である。

○台風 13 号の被害

昭和 28 年（1953 年）9 月 25 日、中部地方に來襲した台風 13 号の水産業関係被害は、漁業者の死亡行方不明 29 名、漁船、共同販売所、共同加工場、ノリ粗朶、魚介類等に約 13 億 5 千万円の被害を受け、沿岸地域は破壊の状態となった。

この復旧のため、農林中央金庫等による貸付資金への利子補給が行われた。